

令和6年度
こどもの城
送迎ステーション利用ガイド

このガイドには、こどもの城 送迎ステーションの利用申し込みについて記載しています。必ずお読みいただき、ご理解のうえ、お申込みください。



1. こどもの城 送迎ステーションについて	P 1
2. 利用できる条件	P 1
3. 申し込みから利用承諾までの流れ	P 2
4. 申し込みに必要な書類	P 3
5. 利用調整の方法 2024（令和6）年度こどもの城 送迎ステーション利用基準ガイド	P 6
6. 送迎ステーションの利用期間について	P 9
7. 送迎ステーション利用に係る費用について	P 10
8. 送迎ステーションのデイリープログラム	P 11
9. 利用の終了について	P 12
10. お子さま進級時の継続利用について	P 12

1. こどもの城 送迎ステーションについて

送迎ステーションは、提携している幼稚園等に園のバスで通園しているお子さまを登園前、降園後にお預かりする施設です。お子さまを幼稚園に通わせながら、保育所と同様の保育時間を確保することができます。こどもの城 送迎ステーションは、「公私連携型保育所ななつぼし」と併設しており、社会福祉法人県央福祉会が大和市との協定に基づいて運営しています。

所在地	大和市中心一丁目5番14号
開所日	令和3年4月1日
開所時間	7:00～18:00（最長20:00まで）
休所日	なし
定員	60名（年少20名・年中20名・年長20名）

2. 利用できる条件

お子さまについて

下記①または②に該当するお子さまが利用できます。幼稚園等に入園前のお子さまは、入園後に①または②となることが必要です。なお、夏季休暇、冬期休暇、土日祝のみ利用など、特定の期間のみの利用はできません。

- ① 大和市内にある提携の幼稚園を利用し、かつ、園が運行するバスで通園をしているお子さま（お住まいが大和市以外でも利用できます）
- ② 大和市外にある提携の幼稚園を利用し、かつ、園が運行するバスで通園をしている、大和市内にお住まいのお子さま（お住まいが大和市以外の方は利用できません）

保護者様について

お子さまが上記①または②に該当すること、かつ6ページ「2024（令和6）年度こどもの城送迎ステーション利用基準ガイド」別表2に記載されている要件に該当することが必要となります。

但し、利用申込者数が定員数を上回る場合には、利用調整をさせていただきます。

提携している園について

園名	所在地
大和幼稚園	大和市大和東1丁目7番16号
やなぎ幼稚園	大和市中心5丁目9番5号
大和小鳩幼稚園	大和市大和南2丁目5番19号
大和桜ヶ丘幼稚園	大和市上和田936番地
モミヤマ幼稚園	大和市福田5丁目17番2号
大和みどりが丘幼稚園	大和市福田1698-1
大和あけぼの幼稚園	大和市下和田32
横浜さがみ幼稚園	横浜市瀬谷区瀬谷4丁目26-3

3. 申し込みから利用承諾までのながれ

申込書類は、こどもの城、当施設のホームページ、または提携幼稚園の窓口で入手してください。

① 封筒の中の書類一式をご確認ください

- ・ 送迎ステーション申込書
- ・ 送迎ステーション利用調整シート（提出用・保護者控）
- ・ 就労証明書の用紙
- ・ 介護または付き添いに関する申立書の用紙
- ・ 求職活動に関する申立書の用紙
- ・ 通知発送用の封筒



こどもの城ホームページ

② 書類の用意をお願いします

ご提出いただく書類は **4.申し込みに必要な書類**をご確認ください。

日数を要する各種証明書は、お早めに発行の依頼をしてください。

③ こどもの城へ書類を提出してください

この冊子が入っていた封筒に、幼稚園名・おなまえ・学年をご記入し書類を入れ、封をのりづけして、期日までにこどもの城へご提出ください。

（受付時間は **9：00～18：00** です。また、当施設は土日祝も開所しておりますが、スムーズな受け渡しを行えるよう、事前に電話にてご連絡ください）

	令和6年4月入所 (一次募集)	令和5年4月入所 (二次募集)	5月以降の入所
申込期間	令和4年11月1日 ～10日	一次募集にて定員に満たない場合に実施します。期間については、	利用開始希望月の前月1～5日
審査結果	令和4年11月15日 までに通知を発送	令和4年12月に当施設のホームページにてお知らせします。	上記の月の10日に通知を発送

※一次募集にて利用承諾となったご家庭については、令和5年12月～令和6年1月の間に「入所前面談」を行います。日程については別途お知らせいたします。

※令和7年4月以降の入所については、令和6年10月に令和7年度版の利用ガイドを配布します。

④ 審査結果をお送りします。

利用承諾通知または不承諾（保留）通知をお送り致します。（日程に関しては上記参照）

不承諾（保留）となった方の中で、申込書の裏面下部の「待機待ちをしますか」の質問に「はい」と回答された方は待機となり、入所可能となり次第のご案内となります。（本申請の有効期限は、申し込みから令和7年3月末までとなります）

もし通知発送日より1週間以上連絡が無い場合は、お手数ですが、当施設 046-204-6165 へお電話ください。（受付時間 平日 9:00～17:00）

⑤ 利用承諾の方には、必要な手続きを別途ご案内します。

利用開始に向けた手続きと、入所前面談の実施について、ご案内します。送迎ステーションの利用について、およびお子さんとご家庭のことについてお伺いする、登園、退園時の事故防止や持ち物の取り扱い、連絡などの決まり事については、利用決定後にお渡しする「ご利用のしおり（重要事項説明）」に明記しています。大切なお子さまを安心安全にお預かりするために、ご協力をお願いいたします。

※今回の募集は令和7年3月末までの利用承諾となります。令和7年4月以降の利用には、改めて利用申込が必要です。（12ページ参照）

4. 申し込みに必要な書類

送迎ステーション利用申込書（両面記載してください）

記入漏れのないようご確認のうえご提出ください。

また、個人情報の取扱いについても記載しておりますので、必ずご確認ください。

在園児は、在園証明書の写し

※幼稚園へ発行を依頼してください。（日数がかかりますので、お早目にご依頼ください）

※これから入園される方は、入園申し込みの際の書類（写し）をご提出ください。

住民票の写し

※申し込み日より6カ月以内に発行されたもの

保護者様の本人確認書類の写し

つぎのうち1つの写しを提出してください

- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書
- ・旅券（パスポート）
- ・各種年金手帳
- ・各種福祉手帳
- ・住民基本台帳カード（顔写真入）
- ・各種健康保険証
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書（顔写真入）

※住所・氏名・生年月日の記載があるものに限りです。

※記載事実の変更等により両面に記載があるものについては、両面をコピーしてください。

※氏名と住所が別ページに記載されている場合は、必ず両ページをコピーしてください。

送迎ステーション利用調整シート

- ・同封の送迎ステーション利用調整シートにご記入のうえ、「提出用」をご提出ください。
- ・利用調整において必要となりますので、利用調整シートで●を付けた項目の右欄の「提出書類」は必ず添えてください。（次ページに主な必要書類を掲載しておりますので、ご確認ください）

通知発送用の封筒

- ・同封の封筒に、**ご住所と宛名をご記入の上**ご提出ください。（承諾通知または不承諾通知の発送に使用します）

就労等の証明書類

利用申し込みが定員数を上回った場合は次ページの「利用基準ガイド」に基づく利用調整を行います。添付書類がない場合、および記載の内容に不備があった場合、審査ができず無効となる、または加点の対象外となることもございますので、提出前は必ず記載内容をご確認ください（特に就労証明書類は不備の場合、入所の有無に大きく影響しますので、確認をお願い致します）。

【必要となる提出書類】

4

保護者の状況		提出書類
就 労（自宅内外で働いているとき）		就労（内定）証明書 本人や家族が経営する事業所で勤務する場合は開業届など ※父母が就労している場合は2名分
出産の準備や出産後の休養が必要なとき		母子健康手帳 (分娩予定日がわかるページの写し)
疾病・傷病、障がいのために保育が困難なとき		診断書、身体障害者手帳または精神障害者手帳 または療育手帳の写し
同居する家族などを常時観察・付添介護（看護）のため保育にあたれない場合		介護または付き添いに関する申立書の写し および医師の診断書などの写し
震災、風水害、火災、その他の災害の復旧のため保育にあたれない場合		申立書※ A 4 サイズの紙に、園児名と 状況がわかる説明を記載してください
就学をしている（する予定）		在学証明書の写しおよび時間割がわかる書類 (学校教育法、または職業能力開発促進法に定める学校等に月 64 時間以上通っていることが確認できるもの)
仕事を探すために外出することを常態としている場合		雇用保険受給資格者証の写し、または 求職活動に関する申立書の写し
ひとり親家庭	※下記 A・B はひとり親家庭の対象外です A.離婚後に同居している B.内縁者等が同居している	戸籍謄本
保護者の方が障がい者手帳などを所持する場合		身体障害者手帳または精神障害者手帳または 療育手帳の写し
65 歳未満の同居の祖父母がいて、就労している場合		就労証明書
利用を希望する児童が、同一世帯で第 3 子以降のご家庭		住民票の写し (申し込み締め切り日より 6 カ月以内に発行されたもの)

5. 利用調整の方法

2024（令和6）年度こどもの城 送迎ステーション利用基準ガイド

利用希望者数が定員数を上回る場合には、下記①～③のとおり利用調整をさせていただきます。

- ① **別表1**の要件により申込者をそれぞれ**Aランク**、**Bランク**としたうえで、**Aランク**、**Bランク**の順で利用調整を行います。
- ② 継続利用承諾者と**Aランク**の申込者合計が定員数を超える場合は、**Aランク**の申込者について保護者様の状況を基に**別表2**の基準指数および**別表3**の調整指数を算出し、2つの指数の合計が大きい（保育の必要性が高い）順に定員数までの方を利用承諾とし、それ以外の申込者は不承諾（保留）とします。基準指数と調整指数の合計が同点の場合は、**別表4**の優先項目の順に選考します。
- ③ 継続利用承諾者と**Aランク**の申込者合計が定員数に満たない場合は、**Aランク**の申込者の利用を承諾したうえで、**Bランク**の申込者について保護者様の状況を基に**別表2**の基準指数および**別表3**の調整指数を算出し、2つの指数の合計が大きい（保育の必要性が高い）順に定員数までの方の利用を承諾し、それ以外の申込者は不承諾（保留）とします。基準指数と調整指数の合計が同点の場合は、**別表4**の優先項目の順に選考します。

別表1

ランク	要件
Aランク	大和市在住者（利用開始日までに転入予定の場合も在住者として扱う）
Bランク	大和市以外にお住まいの方



別表 2 (基準指数)

保護者の状況			指数
就 労	居 宅 外 ・ 居 宅 内	1ヶ月の実労働時間が 140 時間以上	20
		1ヶ月の実労働時間が 110 時間以上 140 時間未満	18
		1ヶ月の実労働時間が 90 時間以上 110 時間未満	16
		1ヶ月の実労働時間が 64 時間以上 90 時間未満	14
	内 定	1ヶ月の実労働時間が 110 時間以上	12
		1ヶ月の実労働時間が 64 時間以上 110 時間未満	10
	内 職	月 3 万円以上	8
出 産		産前 6 週目の日（産前 6 週目の日以前に産前休暇が開始となる場合は効力発生日）が属する月から、産後 8 週目の翌日が属する月までの期間にあって、出産の準備又は休養を要する期間	14
疾 病 ・ 傷 病	1ヶ月以上の入院		20
	常時仰臥・精神性の疾病		20
	その他療養（上記以外）		16
心 身 障 が い	身体障害者手帳 1・2 級、精神障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A		20
	身体障害者手帳 3 級、精神障害者手帳 3 級、療育手帳 B 1		18
	身体障害者手帳 4 級、療育手帳 B 2		16
	上記以外で保育にあたれない場合		14
介 護 ・ 看 護	外 居 宅	同居する家族などを常時観察・付添介護（看護）のため保育にあたれない場合	20
		上記以外で保育にあたれない場合	14
	内 居 宅	同居する家族などを常時観察・付添介護（看護）のため保育にあたれない場合	16
		上記以外で保育にあたれない場合	12
災 害		震災、風水害、火災、その他の災害の復旧のため保育にあたれない場合	30
就 学		月 6 4 時間以上の就学（学校教育法第 1 条・第 124 条・第 134 条第 1 項または職業開発促進法第 16 条第 1 項および第 2 項に定めるものなど）	12
求 職		仕事を探すために外出することを常態としている場合	7
そ 他		その他、明らかに保育が必要と認められる場合	6～20

※ 基準指数は、父母それぞれの指数を加算します。

※ 産前産後休暇・育児休業等の終了に伴い復職する場合や、勤務時間短縮制度を利用する場合は、正規の勤務時間で指数を加算します。

別表 3 (調整指数)

保護者の状況など			指数
ひとり親家庭	※ A・B は対象外です A.離婚後に同居している B.内縁者等が同居している	同一世帯に 65 歳未満の祖父母がいない場合	25
		同一世帯に 65 歳未満の祖父母がいる場合	23
保護者の傷がい	疾病・傷病・心身障がいによる申し込みではなく、身体障害者手帳 4 級以上、精神障害者手帳 3 級以上、療育手帳 B 2 以上を所持する場合		4
低年齢児保育所等卒園	市内の低年齢児保育所または地域型保育事業所を卒園する場合		3
兄弟姉妹	兄弟姉妹が利用する送迎ステーションを利用している場合		1
多胎子	双子など、多胎子での申し込みの場合		1
祖父母	同一世帯に 65 歳未満の祖父母がいる場合 ※祖父母が就労しているなど、保育を必要とする場合を除く		-3
その他	その他特別の事情があると認められる場合		-10～20

※ 調整指数は、世帯を単位に加算します。ただし、「保護者の障がい」は父・母それぞれの指数を加えたもの、「低年齢児保育所等卒園」、「兄弟姉妹」及び「多胎子」は利用希望児童ごとに指数を加算します。

別表 4 (優先項目)

保護者の状況など		優先順位
ひとり親	ひとり親家庭を優先 ※ A・B は対象外です A.離婚後に同居している B.内縁者等が同居している	1
育児休業等明け	産前産後休暇・育児休業等の終了に伴い復職する世帯を優先	2
第 3 子以降	利用を希望する児童が、同一世帯で第 3 子以降の者を優先	3
申し込み順	送迎ステーションへの申し込み（同日の場合は申し込み提出の順番）が早い者を優先	4

※ 第 3 子とは、「保護者」が養育している全ての子ども（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）のうち、年齢順に上から 3 番目の子をいいます。「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいいます。

※ 申し込み順は、申し込みに必要な書類が全てそろったものを受け付けた時点から起算します。

6. 送迎ステーションの利用期間について

要件によって利用できる期間を定められています。下記別表 5 左欄に掲げる送迎ステーション利用児の、保護者の状況が変更となるとき、または同表右欄に掲げる「利用の期間」が変更となる場合には、当該月の前月 20 日までに送迎ステーションに申請してください。

別表 5

保護者の状況	要件	利用できる期間
就労	自宅内外での実労働時間が、月 6 4 時間以上であることを就労（内定）証明書で確認できること ※産前産後休暇・育児休業等を利用開始月の翌月 1 日までに終了して復職する場合を含む	就労期間中
出産の準備および出産後の休養が必要なとき	利用希望月が、出産（予定）日の前 6 週目の日（多胎子等、産前 6 週目の日以前に産前休暇が開始となる場合は当該開始日）が属する月から、後 8 週目の翌日が属する月までの期間に含まれることを、母子健康手帳で確認できること。	左記の期間中
送迎ステーション利用中に育児休業等を取得	送迎ステーション利用中に、保護者が育児休業中等を取得することを就労証明書にて確認できること	育児休業等期間中
病気、負傷、障がい等	保育が困難であることを、医師の診断書や障害者手帳などで確認できること。	診断書等で必要と認められる期間
介護および看護	保育が困難であることを被介護者、被看護者の診断書や障害者手帳などで確認できること。	診断書等で必要と認められる期間
災害	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっていることを罹災証明書などで確認できること。	復旧状況により必要と認める期間
就学	学校教育法（第 1 条・第 124 条・第 134 条第 1 項）または職業開発促進法（第 16 条第 1 項および第 2 項）に定める学校等に月 6 4 時間以上通っていることを在学証明書などで確認できること。	通学期間中
求職	求職活動をしている、またはする予定であることを、求職活動申立書にて確認できること。	原則として 3 ヶ月



7. 送迎ステーション利用に係る費用について

利用料

7 時～18 時	1 か月（月極）	月～土の利用	10,000 円
		日・祝祭日・年末年始も含む利用	14,000 円
18 時～20 時 （延長保育）	1 か月（月極）	18 時～19 時	4,000 円
	1 か月（月極）	18 時～20 時	8,000 円
	1 回（緊急）		500 円／1 時間

※教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が 8 時間未満または開所日数が年間 200 日未満の幼稚園を利用する場合、送迎ステーションの利用料も「幼児教育・保育の無償化」の対象となります。対象になるか否かは各幼稚園へお問い合わせください。

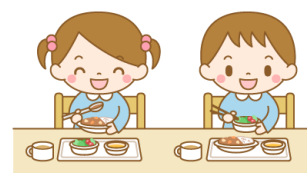
対象となる場合、利用料のお支払い後に「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」を発行します。大和市に「無償化に関わる利用料の助成請求」を行ってください。

※道路状況や悪天候等により保護者のお迎えが遅延した場合は、延長保育料等を保護者負担とさせていただきます。

※自然災害や感染症等に伴う休所の場合、別途定める計算によって還付します。

その他の実費

給食（昼）	300 円/回
午後おやつ（定額）	月額 2,000 円
延長保育おやつ（補食）	100 円/回



お支払い方法

- ・原則として毎月 1 度、利用料と実費分を併せて徴収します。

【次月の 16 日、金融機関が休みの場合はその翌日】

- ・原則として、ゆうちょ銀行の口座振替にてお支払い願います。ゆうちょ銀行口座に口座をお持ちでない方は、口座の開設をお願いします。
- ・入所前面談時に口座振替の手続き用紙をお渡ししますので、直接ゆうちょ銀行にご提出ください。

8. 送迎ステーションのデイリープログラム

時間	幼稚園等が 全日保育の日	幼稚園等が半日保育の日		幼稚園等の休園日 (ステーションでの 終日利用)
		昼食がある日	昼食がない日	
7：00	開園 ・ 登園開始 ・ 手荷物をロッカーに収納 ・ 手洗い			
8：30 9：45	幼稚園バスがステーションに到着し、それぞれの幼稚園に移動			遊び（室内外） 散歩
12：30	幼稚園の活動	幼稚園の活動	幼稚園の活動	
	幼稚園で昼食	幼稚園で昼食	幼稚園バスで ステーションへ 戻ってきます	ステーションで給食
			ステーションで給食	
			幼稚園の活動	幼稚園バスで ステーションへ 戻ってきます
14：15 16：00	幼稚園バスで ステーションへ 戻ってきます	仮眠が必要な子は仮眠 トイレ ・ 手洗い ・ おやつ 自由遊び ・ 帰りの支度 ・ 帰りの会		
18：00	18～20 時は延長保育となります（別途、延長保育料が発生します）			

お子様が体調不良により幼稚園や送迎バスが利用できない場合、送迎ステーションの利用もできません。また、幼稚園が感染症等の影響で休園・クラス閉鎖となり、お子さまがその対象に該当する場合も、拡大防止の点から送迎ステーションの利用はできません。

その他、登降園時の事故防止や持ち物の取り扱い、連絡などの決まり事については、利用決定後にお渡しする「ご利用のしおり(重要事項説明)」に明記しています。大切なお子さまを安心・安全にお預かりするために、ご理解ご協力をお願いいたします。

9. 利用の終了について

次の場合、利用の取り消し又は中止となる場合があります。

- ・提携園を退園した場合（登園の最終日が送迎ステーション利用最終日となります）
- ・園バスを利用しなくなった場合（園バス利用の最終日が送迎ステーション利用最終日となります）
- ・虚偽の申請を行った場合（虚偽を確認した日が送迎ステーション利用最終日となります）
- ・料金の支払いを怠った場合（2ヶ月以上の滞納かつ支払いの意思がないと判断した日が送迎ステーション利用最終日となります）

10. お子さま進級時の継続利用について

お子さま進級時の継続利用について

送迎ステーションの利用契約は年度末（3月31日）までで終了し、次年度（4月1日）からは新たに利用契約を結ぶ形となります。送迎ステーションを利用中のお子さまが進級後も続けて利用ご希望される場合は、継続利用申込が別途必要です。

新規利用と継続利用を合わせた申込者数が定員数を上回る場合には、下記の通り保護者様の状況により利用調整をさせていただきます。

1. 9ページの別表5の要件のうち1つ以上に該当する場合は、次年度の利用を承諾します。
2. 上記1以外の方については、新規利用時と同様に【2023（令和5）年送迎ステーション利用基準ガイド】の①～③に則り調整をさせていただきます。

○お問合せ先○



社会福祉法人 県央福祉会

公私連携型子育て支援施設こどもの城 送迎ステーション

（公私連携保育所なつぼし内）

電話：046-204-6165

住所：〒242-0021 大和市中央1-5-14

受付：平日 9:00～17:00

メール：hoiku.7stars@tomoni.or.jp